



# 熊本県公報

第 1 2 4 4 1 号

平成 27 年 8 月 4 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… ( " ) 2
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… ( " ) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 4

**公 告**

- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5

**登 載 依 頼**

- 電話分析システム用サーバー式の保守を含む賃貸借に係る一  
般競争入札参加資格等…………… (警察本部刑事企画課) 5
- 電話分析システム用サーバー式の保守を含む賃貸借一般競争  
入札の実施…………… ( " ) 6

## 告 示

**熊本県告示第 6 9 3 号**  
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
 平成 2 7 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団優林会	訪問介護ステーションゆうりん	八代市高下西町 1 4 2 6 番地	平成 2 7 年 8 月 1 日	訪問介護

**熊本県告示第 6 9 4 号**  
 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。  
 平成 2 7 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団優林会	訪問介護ステーションゆうりん	八代市高下西町 1 4 2 6 番地	平成 2 7 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護

熊本県告示第 6 9 5 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定  
 施術機関として次のおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。  
 平成27年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
磯田 直己	いそだ整骨院	八代市錦町4番地1 1錦アパート1階	平成27年4月2 3日

熊本県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定  
 施術機関として次のおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。  
 平成27年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
横井 信一	訪問医療マッサージ KE i ROW八代ス テーション	八代市萩原町二丁目 6-45	平成27年5月8 日

熊本県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定  
 施術機関として次のおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。  
 平成27年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
藤本 諒	甲斐整骨院松橋院	宇城市松橋町松橋9 41-1	平成27年4月1 日
津志田 大輔	整骨院元	宇城市松橋町曲野2 319-3	平成27年4月1 日
田代 里佳	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯉1 832-2	平成27年4月2 0日
後藤 堯裕	大和整骨院	菊池郡菊陽町津久礼 136-10ウイン グガーデン101	平成27年5月2 7日

熊本県告示第698号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のおり公示する。  
 平成27年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの 種類
----------------	-----------------	-------	-------	-------------

東央株式会社 熊本市中央区帯 山七丁目6番3 7号	ヘルパーステー ションすまいる 熊本市中央区帯 山七丁目7番3 6号	431100261	平成27年7 月24日	訪問介護
------------------------------------	--	-----------	----------------	------

**熊本県告示第699号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成27年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社リハビリテーションコムラッド	リフレッシュサロンBELLE	天草市本渡町本戸馬場西の久保1550番地1	平成27年8月1日	通所介護

**熊本県告示第700号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成27年8月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成27年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇城市三角町波多陣ノ内 670番3地先から 宇城市三角町波多郷開 2864番49地先まで	前	6.5 ～ 18.0	1200.0	広域連 携交付 金（交 通安全 ）
			後	8.5 ～ 31.0		

2 区域を変更する期日 平成27年8月4日

**熊本県告示第701号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成27年8月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成27年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字高砂 3803番地先から 上益城郡御船町大字滝尾字大美 正 3098番1地先まで	240.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年8月4日

**熊本県告示第702号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の

供用を開始する。

その関係図面は、平成27年8月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	郡築横手線	八代市郡築十一番町 46番1地先から 同所 36番8地先まで	116.3	防交交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成27年8月4日

熊本県告示第703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年8月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡あさぎり町大字免田東字掘ノ角 1496番5地先から 同所 1496番16地先まで	125.0	防交交 (交通安全)
一般県道	免田停車場線	球磨郡あさぎり町大字免田東字掘ノ角 1484番4地先から 同所 1496番10地先まで	55.4	

2 供用を開始する期日 平成27年8月5日

熊本県告示第704号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字金山2480番1、2481番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字金山2480番1・2481番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第705号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字瓶焼1902番4、1902番5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字瓶焼1902番4・1902番5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

**熊本県公告第525号**

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により告示する。

平成27年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	津田 征士郎	熊本市西区河内町白浜874番地

**熊本県公告第526号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字三角2086番29の一部  
499.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
玉名市立願寺135番地1  
株式会社かずやハウジング

**登載依頼**

**熊本県警察本部告示第5号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。  
平成27年8月4日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 競争入札に付する事項  
電話分析システム用サーバー式の保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げる  
ところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成27年8月18日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請書の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県警察本部公告第20号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成27年8月4日

熊本県警察本部長 田中勝也

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量  
電話分析システム用サーバー式の保守を含む賃貸借
- (2) 借入物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県警察本部刑事部刑事企画課庶務係  
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-381-0110（内線4012）  
ファックス番号 096-381-0110（内線4019）
- (3) 借入物品に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- (4) 借入物品の規格、品質等  
電話分析システム用サーバ要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
- (5) 契約期間  
契約締結の日から平成32年12月31日まで
- (6) 借入期間  
平成28年1月1日から平成32年12月31日まで
- (7) 納入期限  
平成27年12月28日（月）まで
- (8) 納入場所  
熊本県警察本部
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額  
入札金額は、賃借料（保守料込み）1月当たりの借入金額とする。見積に当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとすれば、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった



る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。

紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成27年9月1日(火)午後5時まで

(4) 提出先

1(3)に掲げる入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年9月1日(火)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年9月15日(火)午後5時まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年9月14日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成27年9月15日(火)午前10時

(イ) 場所 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課管理班

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年9月14日(月)午後5時(必着)までに1(3)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書き、中封筒の表に借入物品の名称及び開札日時を朱書き、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、借入物品の名称を朱書き、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札候補者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により

作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5(3)に掲げる期限  
イ 提出場所 1(2)に掲げる発注・契約担当部局  
熊本県警察本部刑事部刑事企画課庶務係
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること  
（本公告に係る発注・契約担当部局）  
熊本県警察本部刑事部刑事企画課庶務係  
電話番号 096-381-0110（内線4012）  
ファックス番号 096-381-0110（内線4019）
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the services to be leased (借入物品、数量)  
A server unit for the telephone analysis system
- (2) Date and Place for tender: (入札期日)  
Date: 10:00 am on 15th September 2015  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division (熊本県出納局管理調達課)  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract (担当部局名称、連絡先)  
Investigative Planning Division, Criminal Investigation Department,  
Kumamoto Prefectural Police Headquarters (熊本県警察本部刑事部刑事企画課)  
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, JAPAN  
862-8610, Japan  
Tel. 096-381-0110ext.4012
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):  
5:00pm on 14th September 2015
- (5) Language and currency to be use for bidding:  
Japanese language and currency only